茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務委託仕様書

１　業務の目的

　　オンラインチケットを販売することにより、料金所の混雑緩和を図り利用者の利便性の向上に資するとともに、利用者への販売機会の拡大を図り利用促進に繋げる。

２　業務の内容

茨城県立美術館・博物館に係る施設への入館等に係る券の販売等に関する次の業務

(1) 入館券の販売及び入館料の徴収

(2) 指定納付受託者による入館料の納付

(3) (1)及び(2)に付帯する業務

　　　※契約締結後は、速やかに販売及び利用に係る事前準備を行い、契約書第３条第２項の期間に販売及び利用が出来るようにすること。

３　契約期間

　　契約締結の日から令和10年11月30日まで

　　ただし、翌年度以降の歳入歳出予算におけるこの契約に係る金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

４　用語の定義

　　この仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

　(1) オンラインチケット　スマートフォンに入場券情報が格納され、それを読み取る事で入場させるサービス

　(2) クレジットカード決済　受託者又は受託者が加入若しくは提携する会社が提供する、クレジットカードを用いた決済サービス

　(3) ＱＲコード®　 JIS(JIS-X-0510)及びISO(ISO/IEC18004)で規格登録された二次元コード。なお、ＱＲコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標である（登録番号第4075066号）

　(4) コード決済　受託者又は受託者と提携する会社が提供する、ＱＲコード及び一次元コードを利用した決済サービス

５　販売方法

　(1) ミュージアムパーク茨城県自然博物館のみの販売Webサイトを設けること。

　(2) オンラインチケットはスマートフォン・パソコンのどちらからでも購入できること

　(3) 商品販売画面に、購入時及び使用時における注意事項等を表示すること。

　(4) 購入者が、専用のアプリケーションをダウンロードすることなく購入できるようにすること。

　(5) ＱＲコードはブラウザ表示すること。

　(6) 購入者が支払いを完了した際は、支払完了の旨を通知すること。

(7) 購入者からオンラインチケットに関する問い合わせを電話にて受け入れる体制を置くこと。

６　決済サービスの範囲

　　契約書第３条第３項に係る決済サービスは、次に定めるものとする。

　(1) クレジットカード決済のうち「○○○」のサービスマークが付されたクレジットカードを用いて決済を行うもの

　(2) コード決済のうち「○○○」を用いて決済を行うもの

　※取り扱えない決済サービスは契約締結時に項目削除

７　決済にかかる手続き

　　受託者は、購入者が決済手段として６(1)のクレジットカード決済を希望した場合、購入者から取得するクレジットカード番号および有効期限等の情報により、カード会社に対して当該クレジットカードによる決済承認を求めること。

８　入館料の調定

契約書第７条第４項に係る事後調定を行うに当たっては、６のクレジットカード及びコードの種別ごとに、当該入金額に係る販売記録を添付すること。

９　受託金徴収計算書の提出

　(1) 契約書第７条第２項に係る「受託金徴収計算書」（別紙様式、付表）は、販売実績と突合・確認の上、作成すること。

　(2) (1)の受託金徴収計算書を提出した後に、記載内容等の誤りが判明した場合は、速やかに茨城県教育庁総務企画部文化課に連絡の上、再提出を行うこと。

10　集計

　　 期間、時間単位、曜日、年齢、性別及び居住地等による販売実績の集計を可能とすること。また、販売実績及び購買層のデータの提出を甲が指示した際には速やかに提供すること。

11　再委託に係る手続き等

　(1) 契約書第15条に基づき、受託事務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、受託者において、当該者に係る直近の決算書、組織図、役員名簿、コンプライアンス体制、同様の業務の実績、事業の運営体制等について調査し、当該事務の遂行に支障がないことを確認した上で、茨城県教育委員会教育長あて申し出ること。

(2) 契約書及び仕様書の定めは、受託事務の一部を受託又は請け負う第三者についても、当該事務の範囲内において、これを適用する。